

第四期岐阜県地域福祉支援計画

(案)

【概要版】

岐阜県

目次

第1章	計画の趣旨	1
1	計画の性格	1
2	計画の期間	1
3	他の福祉関係計画との関係	1
4	市町村地域福祉計画との関係	2
5	計画の構成	2
第2章	地域福祉をとりまく状況	3
1	福祉をとりまく情勢	3
2	地域福祉の推進について	7
第3章	計画の理念と施策体系	9
1	理念	9
2	施策体系	10
第4章	施策の内容	12
1	地域における分野横断的な支援体制の整備	12
	(1) 様々な課題を抱える人の就労や活躍の場の確保等を目的とした福祉以外の分野との連携	12
	(2) 高齢、障がい、子ども・子育て等、福祉分野の重点事項	12
	(3) 制度の狭間の課題への対応	12
	(4) 生活困窮者等の各分野横断的に関係する人に対応できる体制の整備	13
	(5) 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開	13
	(6) 居住に課題を抱える人への横断的支援	13
	(7) 就労に困難を抱える人への横断的支援	13
	(8) 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援	13
	(9) 市民後見人等の育成・活動支援及び判断能力に不安がある人への権利擁護支援	13
	(10) 高齢者や障がい者、児童に対する虐待防止の取組推進	13
	(11) 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等への社会復帰支援	13
	(12) 地域住民等が集う拠点の整備	14
	(13) 地域住民主体の地域づくりを推進する圏域と、各福祉分野の圏域、他分野の圏域との考え方・関係の整理	14
	(14) 地域づくりにおける官民協働の促進、地域住民等が主体的に課題を解決していくための財源確保	14

(15) 地域づくりに資する複数事業の一体的な実施のための連携体制の構築	14
(16) 全庁的な体制整備	14
2 市町村の地域福祉推進への支援	15
(1) 市町村に対する支援	15
(2) 県内の福祉サービスに関する情報の収集及び提供	15
(3) 地域福祉推進の中核団体としての社会福祉協議会への支援	15
3 福祉人材の確保・育成	15
(1) 福祉人材の確保及び福祉従事者に対する研修体制の整備	15
4 福祉サービスの適切な利用促進	16
(1) 市町村が実施する福祉サービスの相談支援体制等の確立のための基盤整備 の促進	16
5 市町村における包括的な支援体制整備への支援	16
(1) 単独の市町村では解決が難しい地域生活課題に対する支援体制の構築	16
(2) 県域で推進していく施策の企画・立案	16
(3) 住民主体の地域づくりを進めていくための人材育成及び市町村間の情報共 有の場づくり	16
6 第四期岐阜県地域福祉支援計画 指標	17

第1章

計画の趣旨

1 計画の性格

- 本計画は、社会福祉法第108条の規定に基づき、地域福祉の推進を図るための市町村地域福祉計画の達成を広域的な見地から支援するための計画として策定することとされている「都道府県地域福祉支援計画」として策定するものです。
- 「岐阜県地域福祉支援計画」は2004年（平成16年）3月に策定し、5年間で計画期間として改定してきました。2014年（平成26年）3月に策定した第三期計画が、2019年3月末に計画期間が満了するため、その第四期計画として、福祉現場の声等を踏まえて各施策を総点検のうえ、人口減少・高齢化が進行する今後の社会を見据え策定するものです。

2 計画の期間

- 計画の期間は、2019年度から5年間とします。
- なお、市町村が策定する市町村地域福祉計画の内容、他の福祉関係計画の見直しや、社会情勢の変化を踏まえ、適宜必要な見直しを行います。

3 他の福祉関係計画との関係

- 本計画は、「岐阜県高齢者安心計画」、「岐阜県障がい者総合支援プラン」、「岐阜県少子化対策基本計画」等、各福祉関係計画による施策の効果的な推進のために、各分野に関し共通して取り組むべき事項を記載するものです。
- 社会福祉法第108条に定める本計画と、県が既に策定している他の計画の対象分野が重なる場合については、その既定の全部または一部をもって支援計画の一部とみなすこととしています。
- また、地域福祉の推進を担う県社会福祉協議会が、役割や事業の推進方策を計画的に推進するために策定する「WINCプラン」と連動性をもちながら、本県の地域福祉に関する施策を推進していきます。

【関連する主な計画】

- ・岐阜県高齢者安心計画
- ・岐阜県障がい者総合支援プラン
- ・岐阜県少子化対策基本計画
- ・岐阜県保健医療計画
- ・医療介護総合確保促進法に基づく岐阜県計画
- ・岐阜県健康増進計画
- ・岐阜県自殺総合対策行動計画
- ・岐阜県ひとり親家庭等自立促進計画
- ・岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画
- ・岐阜県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画 等

4 市町村地域福祉計画との関係

- 本計画は、市町村が策定する「市町村地域福祉計画」の達成のため、各市町村を通ずる広域的な見地から市町村の地域福祉推進を支援するため策定するものであり、市町村支援のガイドラインとしても位置付けられています。

5 計画の構成

- 第2章では本県地域福祉の推進にあたって、地域福祉を取り巻く状況を整理しました。
- 第3章では、本計画の理念を設定し、社会福祉法第108条と計画策定ガイドライン（2017年（平成29年）12月12日厚労省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」）で計画に盛り込むべきとされた項目をもとに、理念の実現に向けて5つの基本施策、24の施策を掲げています。
- 第4章では、24の施策について、現状と課題を分析のうえ、県としての今後の取組方針及び目標を設定しています。
- 第5章では、本計画の推進について記載しています。

1 福祉をとりまく情勢

① 人口減少・高齢化の進行

本県の人口は、2005年（平成17年）に減少に転じました。今後も、少子化の影響を受けて人口の減少は続き、県の推計では2045年には約151万人へと大きく減少する見込みです。特に生産年齢人口（15～64歳）が急激に減少していくと見込まれます。

また、65歳以上人口は、2020年頃をピークに減少しますが、人口全体が引き続き減少するため、高齢者人口比率はその後も増加を続け、2045年には高齢者人口比率は38.5%（2.6人に1人が65歳以上）になると推計しています。

② 世帯の変化と単独世帯の増加

本県の一般世帯（病院、社会福祉施設等にいる世帯を除いたもの）数は、人口が減る一方で増加しており、2015年（平成27年）には75万世帯を超え、1世帯当たり人員は2.65人と過去最低となり、小家族化が進んでいます。

世帯の家族類型別では、高齢の夫婦世帯や高齢の一人暮らし世帯が大きく増加しています。また、男性では40代以上の中高年層で一人暮らしが増加、女性は65歳以上の高齢層で一人暮らしが大きく増加しています。

③ 少子化の進行

本県の出生数は、1973年（昭和48年）をピークとして減少傾向をたどり、2017年（平成29年）はピーク時の1/2以下に減少しています。

合計特殊出生率は、過去最低であった2004年（平成16年）に1.31まで落ち込んだ後、近年は改善が見られますが、母となる女性人口が減少しているため、出生数は減少を続けています。

④ 非婚化・晩婚化の進行

20代から30代の未婚率は、1975年（昭和50年）以降、上昇傾向が続いています。2015年（平成27年）には、30代前半では男性の半数近く、女性の約3割が未婚となっています。

⑤ 福祉サービスの提供を必要とする要支援者の増加

高齢者に関する状況では、高齢化の進行にともなって、要支援・要介護認定者数は増加を続け、2016年（平成28年）の約9万7千人から2025年には約11万8千人に及ぶと推計しています。

障がい者に関する状況では、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、県人口に占める割合も年々増加の傾向にあります。

生活保護に関する状況では、世帯類型別の保護世帯数の推移をみると、高齢者世帯が増加傾向にあります。世帯類型別の構成割合の推移でも、高齢者世帯の割合は増加傾向にあり、2015年度（平成27年度）には全体の約50%を占めています。

⑥ 人口減少・少子高齢化による人材不足

急速な少子高齢化の進行により日本全体の労働力は減少しており、様々な業種で人材不足となっています。本県の介護人材の推計では、2025年に約6、300人の人材不足が見込まれています。

また、民生委員やボランティア等、地域福祉の担い手不足、高齢化による後継者不足も課題となっています。県が実施した「地域のつながりに関するアンケート」結果によると、地域活動に参加している人が地域団体の活動や運営面の課題として回答したもののうち、担い手の不足や高齢化、参加者の減少・固定化が高い割合となっています。

⑦ 各分野における制度改正～「地域共生社会」の実現に向けて～

2016年（平成28年）に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に地域共生社会の実現が盛り込まれました。「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会であり、その実現に向けて各福祉分野の制度が改正されています。

1) 高齢福祉分野

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステム（医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制）の構築を進めるため、2015年（平成27年）4月施行の介護保険法の改正により、全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）は市町

村が取り組む地域支援事業に移行され、多様なサービスの提供が可能となり、地域の実情に応じた取組ができるようになりました。

市町村は、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、地域資源の開発やそのネットワーク化等を行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置に取り組むこととされました。

また、地域支援事業に、在宅医療・介護連携推進事業が位置づけられ、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要となっています。

2) 障がい福祉分野

地域社会における共生の実現に向けて、2013年（平成25年）4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、障がい福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障がい保健福祉施策が講じられました。

2016年（平成28年）には、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充が図られました。

また同年4月に、障がい者に対する差別的取り扱いの禁止等が盛り込まれた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

2017年（平成29年）には、高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉制度に新たに共生型サービスが位置づけられました。

3) 子ども・子育て分野

幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を推進するため、2012年（平成24年）に「子ども・子育て関連3法」が成立し、2015年（平成27年）に「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。この制度により、すべての子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を充実するための取組が進められています。

2016年（平成28年）に改正された「児童福祉法等の一部を改正する法律」では、すべての子どもが健全に育成されるよう、児童虐待の発生予防から被虐待児への自立支援まで、社会による家庭への養育支援の構築が求められており、児童相談所の専門性や法的機能の強化、市区町村における相談体制の強化等が図られています。

また、2017年（平成29年）に施行された改正母子保健法では、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を切れ目なく実施するために、子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）の設置が市町村の努力義務として位置付けられました。

⑧ 社会福祉法人の地域における公益的な取組

社会福祉法人は、従来から、制度に基づく福祉サービスのほか、自主的に公益的な取組を行っていましたが、2016年（平成28年）改正社会福祉法において、地域における公益的な取組が責務として明記され、社会福祉法人が地域社会に果たすべき役割が大きなものとなっています。

「地域における公益的な取組」とは、①社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること、②対象者が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者であること、③無料又は低額な料金で提供されること、という3つの要件のすべてを満たすことが必要であり、2018年（平成30年）1月には国通知により、その解釈が明確化されました。

地域の要支援者に対する相談支援、見守り・移動等の生活支援、地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動、地域住民に対する福祉教育等、社会福祉法人が培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、「地域における公益的な取組」の実践を通じて、地域づくりと連携し、積極的に貢献していくことが期待されています。

⑨ その他の地域社会を取り巻く状況

社会が多様化する中で、地域生活課題（※）は複合化・複雑化しており、高齢、障がい、子ども・子育て等の分野・制度ごとの「縦割り」では解決することが困難になっています。また、安定した雇用が減少し世帯構造も変化して、現役世代を含めて生活困窮者の増大が顕著になっています。

※地域生活課題とは、福祉サービスを必要とする地域住民とその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労、教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立に関する課題、その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での様々な課題。

2 地域福祉の推進について

① 地域福祉の推進とは

地域共生社会の実現に向けて、2018年（平成30年）4月に施行された改正社会福祉法では、地域住民や福祉関係者（事業者、ボランティア）が、世帯全体に着目し、福祉、介護、保健医療、地域社会からの孤立等も含めた地域生活課題を把握するとともに、支援関係機関と連携し、課題の解決を図るよう特に留意する旨を定め、地域福祉推進の理念が明確化されました。

② 地域福祉の方向性

少子高齢化、核家族化等の進行により、世帯あたりの人数が減少し、高齢者のみの世帯、高齢者の一人暮らし世帯が増加しています。また、経済・社会環境の変化による地域のつながりの希薄化や、人口減少の進行による地域の担い手不足により、地域で支え合うことが困難になっています。

地域の中で、すべての人が孤立することなく安心して暮らし続けるためには、「自助、互助、共助、公助」が連携・連鎖することにより、それらが各々の役割や特性を生かしながら、包括的かつ継続的に役割を発揮し、提供される必要があります。

しかし、それらの役割や特性は地域によって異なるため、一律の方法ではなく、地域の実情に応じた連携のあり方や方法を、地域住民や福祉関係者、関係機関が協働し、取組を進めていくことが重要です。

③ 本県における今後の地域福祉推進の方向性

少子高齢化・人口減少が進行する中で、地域住民、福祉関係者、関係機関等、各々が特性を生かしながら役割を発揮し、地域の実情に応じた取組を進めていくことができるよう、地域福祉施策を展開していきます。

○地域の課題を「我が事」に

社会環境の変化、人口減少等の進行により、地域のつながりが希薄化しており、住民同士で支え合うことが困難となっています。住民が主体的に地域を作るために、住民が地域の課題を他人事とせず「我が事」として捉え、つながる仕組みづくりが必要です。

○「縦割り」から「丸ごと」へ

従来、公的な支援制度は、高齢者、障がい者、子ども等の対象者ごとに整備されてきました。しかし、昨今、個人や世帯の課題は、様々な分野の課題が絡み合っ

複合化・複雑化しており、課題に対して総合的な支援を必要とする状況がみられ、制度や分野ごとの「縦割り」で整備されてきた公的な支援制度では対応が困難になっています。

地域における多様なニーズに的確に対応していくためには、個人や世帯が抱える様々な課題に対して、分野を問わず包括的に支援するという「丸ごと」の支援体制が求められています。

○社会的な孤立を生まない多機関によるネットワークづくり

社会環境の変化、少子高齢化、核家族化、人口減少等の進行により、地域のつながりの希薄化や家庭機能の低下が生じています。このような「つながり」の弱まりを背景に、他者との接触がほとんどない「社会的孤立」、働いていない50代の子を80代の親が面倒を見ている「8050」、支援を必要とする人が自ら積極的にSOSを発信しない「ひきこもり」等、適切な支援につなぐりにくい問題が顕在化しています。これらの問題を早期に把握し、適切な支援が行えるよう、福祉関係以外の機関も含めた多機関によるネットワークづくりが必要です。

○人口減少を見据えた福祉人材の確保

高齢化の進行に伴う介護ニーズの増加や複雑化する支援内容に対応するためには、より多くの福祉人材が必要となります。しかし、人口減少・急速な少子高齢化の進行により、様々な業種で人材不足となっており、今後福祉人材を増加させることは、現状よりも一層困難になることが見込まれます。

また、住民による地域での支え合いを担う人材も不足しています。「我が事」「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへの転換を図るためには、専門的な福祉人材だけでなく、ボランティア等、多様な担い手を育成することが必要です。

福祉サービスや地域での支え合いを持続可能なものとするために、福祉分野における専門的な人材の確保と、地域福祉を担う人材の確保が急務となっています。

○新たに顕在化した地域生活課題への対応

高齢化の進行にともなう認知症高齢者の増加等により、成年後見制度の利用促進等、権利擁護体制の充実が求められています。

また、買物や通院のための移動手段的確保等、公的支援制度が対象としないような身近な地域生活課題への支援、生活困窮者への支援等、地域において新たな課題が顕在化しています。

これらの課題に対して、地域の実情に応じた対応が必要であるとともに、課題によっては市町村を通ずる広域的な視点が必要となります。

第3章

計画の理念と施策体系

1 理念

誰もが参加・協働し、安心して暮らせる地域づくり

住み慣れた家・地域において、孤立することなく安心して暮らし続けることは、誰もの共通した願いです。医療的ケアや介護が必要な状態になっても、高度・専門的なケアを受けながら、家族や地域の支えを受けて、これまでと変わらない「その人らしい安心のある自立した生活・人生」を送ることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に取り組んできたところです。

しかし、家族構成の変化や人口減少により、近年、地域包括ケアシステムを支える「自助」「互助」の力が弱まっています。また、昨今では多様かつ複合的な課題を抱え、従来の高齢者、障がい者、子ども等対象者別の公的支援では十分に対応しきれないケースも増えています。

本計画では、住み慣れた地域において社会的に孤立することなく、いつまでも安心して暮らし続け地域住民が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現のため、地域を構成するすべての人が「支え手」「受け手」といった役割に固定されることなく、だれもが「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることによる包括的な支援体制の構築をめざし、「誰もが参加・協働し、安心して暮らせる地域づくり」を理念として掲げます。

理念の実現に向けての基本となる施策として、少子高齢化・人口減少が進行する中で、地域で課題を解決していくという地域力や、お互いに支え合い共生していけるような地域の福祉力を高めるため、「地域における分野横断的な支援体制の整備」「市町村の地域福祉推進への支援」「福祉人材の確保・育成」「福祉サービスの適切な利用促進」「市町村における包括的な支援体制整備への支援」の5つを基本施策として掲げます。

また、5つの基本施策の推進のため24の施策を掲げるとともに、24の施策ごとに現状と課題を分析のうえ、県としての今後の取組方針及び目標等を設定しました。

なお、この24の施策は、社会福祉法及び国策定指針で盛り込むべきとされた施策項目とも整合するものとなっています。

2 施策体系

社会福祉法 (盛り込むべき5つの施策)	県計画の施策の柱
<p>1 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項</p>	<p>1 地域における分野横断的な支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 様々な課題を抱える人の就労や活躍の場の確保等を目的とした福祉以外の分野との連携 (2) 高齢、障がい、子ども・子育て等、福祉分野の重点事項 (3) 制度の狭間の課題への対応 (4) 生活困窮者等の各分野横断的に関係する人に対応できる体制の整備 (5) 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開 (6) 居住に課題を抱える人への横断的支援 (7) 就労に困難を抱える人への横断的支援 (8) 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援 (9) 市民後見人等の育成・活動支援及び判断能力に不安がある人への権利擁護支援 (10) 高齢者や障がい者、児童に対する虐待防止の取組推進 (11) 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等への社会復帰支援 (12) 地域住民等が集う拠点の整備 (13) 地域住民主体の地域づくりを推進する圏域と、各福祉分野の圏域、他分野の圏域との考え方・関係の整理 (14) 地域づくりにおける官民協働の促進、地域住民等が主体的に課題を解決していくための財源確保 (15) 地域づくりに資する複数事業の一体的な実施のための連携体制の構築 (16) 全庁的な体制整備

社会福祉法 (盛り込むべき5つの施策)	県計画の施策の柱
2 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項	2 市町村の地域福祉推進への支援 (1) 市町村に対する支援 (2) 県内の福祉サービスに関する情報の収集及び提供 (3) 地域福祉推進の中核団体としての社会福祉協議会への支援
3 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項	3 福祉人材の確保・育成 (1) 福祉人材の確保及び福祉従事者に対する研修体制の整備
4 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項	4 福祉サービスの適切な利用促進 (1) 市町村が実施する福祉サービスの相談支援体制等の確立のための基盤整備の促進
5 市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項	5 市町村における包括的な支援体制整備への支援 (1) 単独の市町村では解決が難しい地域生活課題に対する支援体制の構築 (2) 県域で推進していく施策の企画・立案 (3) 住民主体の地域づくりを進めていくための人材育成及び市町村間の情報共有の場づくり

1 地域における分野横断的な支援体制の整備

(1) 様々な課題を抱える人の就労や活躍の場の確保等を目的とした福祉以外の分野との連携

- 課題を抱える人の就労や活躍の場の確保を図るため、地域の企業等との連携を図ります。

(2) 高齢、障がい、子ども・子育て等、福祉分野の重点事項

- 買物支援や移動支援が必要な人に対して、地域の実情に応じた支援を行います。
- 2019年度に導入予定のパーキングパーミット制度の適正な運用が図られるよう、啓発活動を行うとともに、登録駐車場の確保に努めます。
- 高齢者、障がい者等の安全・安心な地域生活を確保するために、施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン等の普及等、誰にも優しい福祉のまちづくりを推進します。
- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう地域包括ケアシステムの構築を推進し、支援を必要とする高齢者やその家族も安心して生活できる地域づくりを支援します。
- 障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる社会環境づくりを推進し、障がい児者やその家族が安心して生活できる地域づくりを支援します。
- どの地域においても安心して子育てができるよう、子育て世代包括支援センターの設置や地域の実情に合わせた子育て支援を推進します。

(3) 制度の狭間の課題への対応

- 制度の狭間となる課題や複合化・複雑化する課題を抱える人や世帯を早期に把握し、適切な支援につなげるために、市町村における包括的な相談支援体制の構築を支援します。
- すべての市町村において、世代間の交流や地域での支え合い活動が発展していくための支援を行います。

- (4) 生活困窮者等の各分野横断的に関係する人に対応できる体制の整備
- 生活困窮者自立支援制度において努力義務とされた「家計改善支援事業」と「就労準備支援事業」を全市町村で実施できるよう支援します。
 - 制度の狭間となる課題や複合化・複雑化する課題を抱える人や世帯を早期に把握し、適切に支援につなげるために、市町村における包括的な相談支援体制の構築を支援します。
- (5) 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- 共生型サービス等、分野横断的な福祉サービスの展開を支援します。
- (6) 居住に課題を抱える人への横断的支援
- 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進します。
- (7) 就労に困難を抱える人への横断的支援
- 生活困窮者、障がい者、ひとり親家庭等、就労に困難を抱える人に対して、状況に応じた就労支援を行います。
- (8) 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援
- 自殺対策の効果的な展開を視野に入れた地域福祉の推進を図ります。
- (9) 市民後見人等の育成・活動支援及び判断能力に不安がある人への権利擁護支援
- 成年後見制度利用促進のための中核機関（※）の設置に向けた支援を行うとともに、単独設置が困難な市町村に対しては、広域設置に向けた支援を行います。
※中核機関とは、成年後見制度の利用促進のため、広報、専門職による相談支援、後見人支援、関係機関が連携するためのネットワークづくり等を担う中核的な機関。
- (10) 高齢者や障がい者、児童に対する虐待防止の取組推進
- 社会的・身体的に弱い立場にある人を虐待から守るため、虐待防止の取組を推進します。
- (11) 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等への社会復帰支援
- 安全・安心な地域づくりのために、犯罪をした人の再犯を防ぎ、地域に定着できるよう、再犯防止計画の推進を図ります。

(12) 地域住民等が集う拠点の整備

- 自治会の集まりや地域懇談会、認知症カフェ、子育て支援拠点等における活動を通じ、地域生活課題や地域との関わりが少ない人が抱える課題を把握し、課題解決に向けた取組を支援します。また、そうした活動を行う「場」として、古民家や空き店舗等既存施設を活用した拠点の整備を支援します。
- 高齢者、障がい者等への支援も含めた地域の防災力向上や、地域の安全・安心の強化を図る取組を通して、住民が地域生活課題を「我が事」として捉える機会づくりを支援します。

(13) 地域住民主体の地域づくりを推進する圏域と、各福祉分野の圏域、他分野の圏域との考え方・関係の整理

- 各分野における圏域を整理し、効果的な地域福祉の推進を図ります。

(14) 地域づくりにおける官民協働の促進、地域住民等が主体的に課題を解決していくための財源確保

- 社会福祉法人が地域で行う公益的な取組を支援します。
- 地域での見守り体制への参加等、企業や法人、大学が行う地域生活課題への取組を支援するとともに、企業や法人で働く人、大学生が地域活動に参加する取組を支援します。
- 地域住民が主体的に課題を解決する活動を継続的に行うための支援を行います。

(15) 地域づくりに資する複数事業の一体的な実施のための連携体制の構築

- 事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めることを目的とした、地域づくりに資する事業の一体的な実施を図ります。

(16) 全庁的な体制整備

- 地域生活課題を抱える人や世帯の包括的な支援に向けて、福祉、保健、医療、教育、雇用等、庁内における分野横断的な連携体制の整備を図ります。

2 市町村の地域福祉推進への支援

(1) 市町村に対する支援

- 市町村ヒアリングを通じて、市町村が策定する地域福祉計画の達成に向けた助言・支援を行います。

(2) 県内の福祉サービスに関する情報の収集及び提供

- 地域での支え合い活動等、地域における福祉資源の情報を収集し、県民への周知を図ります。

(3) 地域福祉推進の中核的団体としての社会福祉協議会への支援

- 地域福祉推進の中核的な団体である社会福祉協議会の運営と、その機能強化に向けた取組を支援します。

3 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保及び福祉従事者に対する研修体制の整備

- 岐阜県福祉人材総合支援センター、岐阜県保育士・保育所支援センターを中心とする福祉人材の確保・育成・定着を支援します。
- 生徒・学生と中高年齢者に向けた普及啓発を促進します。
- 岐阜県福祉人材総合支援センター、岐阜県介護研修センターを活用した福祉人材のキャリアパス制度の構築支援を行います。
- 元気な高齢者が地域の支え手として活躍できるよう支援します。
- 地域福祉を担う民生委員の確保に努めるとともに、複雑化する地域生活課題に対して、民生委員が適切に対応できるよう、研修会の開催等、活動支援に向けた取組を行います。
- 誰もが気軽にボランティアに参加できるきっかけづくりや地域リーダーの育成を行う県ボランティアセンター、市町村社会福祉協議会、NPO等を支援します。
- 学校と地域が連携し、子どもたちが地域との関わりを持つ取組や福祉の仕事への関心を高める取組を行います。

4 福祉サービスの適切な利用促進

(1) 市町村が実施する福祉サービスの相談支援体制等の確立のための基盤整備の促進

- 福祉サービスの質の向上を図るため、事業者に対する第三者評価受審を促す取組を実施します。
- 福祉サービスの質の向上を図るため、苦情解決の体制強化を図ります。

5 市町村における包括的な支援体制整備への支援

(1) 単独の市町村では解決が難しい地域生活課題に対する支援体制の構築

- 単独の市町村では解決が困難な地域生活課題に対する広域的な支援体制を構築します。

(2) 県域で推進していく施策の企画・立案

- 市町村における包括的な支援体制の整備に向けて、県全体で推進していく施策の企画・立案を行います。

(3) 住民主体の地域づくりを進めていくための人材育成及び市町村間の情報共有の場づくり

- 市町村における包括的な支援体制の整備推進に資するため、市町村間の情報共有を図ります。

6 第四期岐阜県地域福祉支援計画 指標

項目	基準値 (2018(平成30)年度)	目標値 (2023年度末)
① 県支援制度を活用した買物弱者支援事業の実施市町村数	—	21市町村
② ぎふ清流おもいやり駐車場制度に登録された駐車場の台数	—	7,000台
③ 包括的な相談窓口を設置している市町村数	—	42市町村
④ 包括的な支援体制におけるコーディネーター養成研修の受講者数	—	100人
⑤ 生活困窮者自立支援制度において努力義務とされた家計改善支援事業及び就労準備支援事業の実施市町村数	25市町村	42市町村
⑥ 成年後見制度の利用促進のための中核機関の設置市町村数	—	21市町村
⑦ 県支援制度を活用して整備した拠点数	128箇所	200箇所
⑧ 「地域での支え合い活動」を知っていると回答した人の率	67.7% (県政モニター アンケート結果)	100%
⑨ 福祉人材総合支援センターを通じた就職者数	—	1,000人

※①、⑦の県支援制度とは、「岐阜県地域での支え合い活動支援事業費補助金」を指します。

※⑦の拠点とは、ふれあいサロン活動等地域の住民による支え合い活動を行うための拠点を指します。

※基準値は2018年(平成30年)4月1日現在の数値です(⑧は2018年(平成30年)6月15日現在)。制度を開始していないなどにより数値を計上できない項目は「—」としています。

- 地域住民等は、地域生活課題を「我が事」としてとらえ、「支え手」「受け手」という関係を固定せず、誰もが役割を持ち、互いの存在を認め合い、支え合うことが求められています。
- 地域生活課題の解決に向けては、従来の高齢、障がい、児童といった専門的な枠組みでとらえることなく、本人や世帯が抱える様々な課題を包括的に支援していくことが必要です。
- 複合的な課題を抱える人の多くが地域から孤立、あるいはどこに相談していいかわからないという状況にあることから、民生委員・児童委員等の地域福祉に携わる関係者が連携し、相談に来られないなど、自ら支援を求めることができない人について積極的に把握し、早期支援につなげる体制を構築することが求められます。
- 地域の社会福祉を目的とする事業を経営する人、社会福祉に関する活動を行う人は、関係機関と連携し、課題の解決を図るよう留意するとともに、地域福祉の推進に係る取組との連携にも配慮しながら、福祉サービスを提供することが必要です。
- 県は、市町村がこうした支援体制を構築するためのネットワークづくりや、先進的事例の情報提供、包括的な支援体制において複雑化する課題解決のためにコーディネーター役となる人材の養成等の支援を行います。
- また、本計画の推進に向け、社会福祉協議会との連携・協働をより一層強化し、積極的な事業展開を図ります。
- 策定した地域福祉支援計画は、計画の進捗管理を行うための組織を設置し、毎年、評価・検証を行います。

